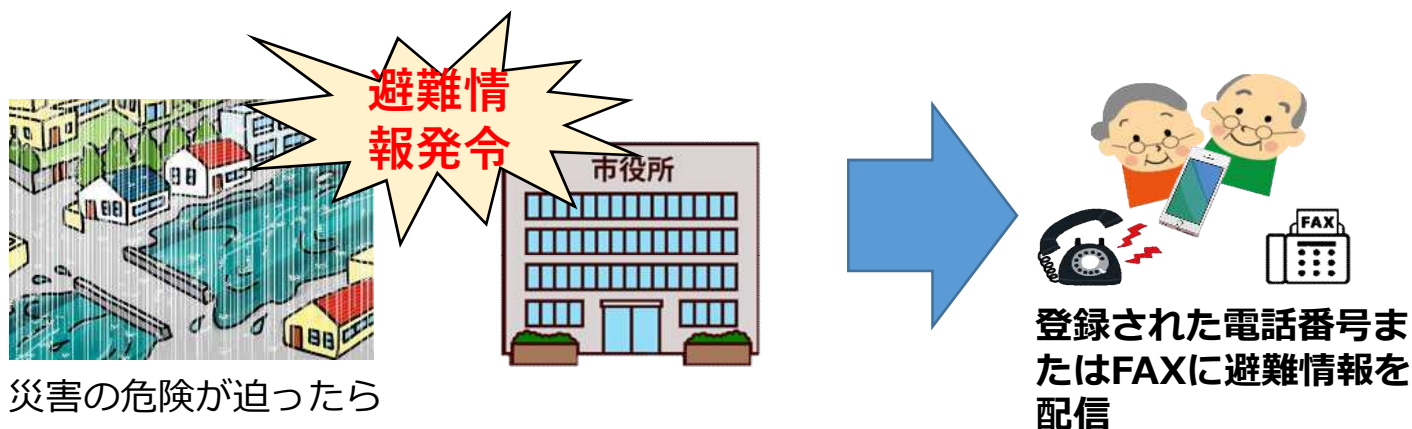


# 高崎市 災害時電話・FAXサービス

全国各地で毎年のように、台風や集中豪雨による水害や土砂災害などが発生しています。高齢者施設に入所している人が逃げ遅れて犠牲になる被害が後を絶ちません。

高崎市ではこうした状況を踏まえ、高齢者や障害のある人、避難の手助けが必要な人やその家族の人を対象に、避難指示など災害時の避難に関する情報を電話やFAXで発信します。



## 配信方法

- ① 固定電話
  - ② 携帯電話
  - ③ FAX
- ※いずれか一つのみ登録

## 配信情報

災害時の避難情報  
避難指示など  
※上記情報は、安心ほっとメールでも配信しています。

## 登録対象者

次の要件に該当する方で、登録を希望される方

- ① 65歳以上の高齢者かその家族
- ② 障害者手帳を持っている人かその家族
- ③ 区長
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ 要配慮者利用施設

## 申請方法

『高崎市災害時電話・FAXサービス 申込書』に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX又は持参にてご提出ください。

※申請書は、市ホームページに掲載しているほか、長寿社会課、障害福祉課、防災安全課、各支所市民福祉課窓口等に設置しています。

## 【申込みにあたっての注意事項】

### 1 個人情報の取扱い

本申込書に記載された住所、氏名、電話番号又はFAX 番号については、本サービスによる災害情報の配信にのみ使用し、他の目的のために使用することはありません。

### 2 料金

登録料や電話・FAX の受取りのための通信料はかかりません。

### 3 発信時間帯

避難情報のため、夜間（深夜）にも配信される場合があります。

### 4 登録の抹消

記載された電話番号又はFAX 番号について、宛先不明等により複数回にわたり配信できなかった場合に、登録を抹消させていただく場合があります。

### 5 免責事項

本サービスを利用することによって直接的、間接的または結果的に利用者が損害を被った場合でも、高崎市は責任を負いません。

### 6 本サービスの特性

本サービスは電話又はFAXによる配信であるため、特性上、回線の混雑状況や災害時の通信設備の被害状況により、遅延が生じたり、発信ができない場合があります。電話での自動配信は、受信確認がされなかった場合、再配信を行います。

また、本サービスへの登録に関わらず、災害発生の際には、テレビやラジオ等で情報収集を行うようにしてください。

## 【問合せ先・提出先】

下記の部署まで、持参、郵送、FAXにより提出をお願いします。

なお、要配慮者利用施設は各所管部署へ提出をお願いします。

| 部 署    |           | 住 所                    | 電 話          | FAX          |
|--------|-----------|------------------------|--------------|--------------|
| 本<br>庁 | 長寿社会課（2階） | 〒370-8501<br>高松町35番地1  | 027-321-1248 | 027-326-7387 |
|        | 障害福祉課（1階） |                        | 027-321-1245 | 027-326-8876 |
|        | 防災安全課（7階） |                        | 027-321-1352 | 027-321-1277 |
| 支<br>所 | 倉渚支所市民福祉課 | 〒370-3492 倉渚町三ノ倉303番地  | 027-378-4525 | 027-378-4024 |
|        | 箕郷支所市民福祉課 | 〒370-3192 箕郷町西明屋702番地4 | 027-371-9056 | 027-371-7220 |
|        | 群馬支所市民福祉課 | 〒370-3592 足門町1658番地    | 027-373-1274 | 027-310-0557 |
|        | 新町支所市民福祉課 | 〒370-1392 新町3152番地1    | 0274-42-1238 | 0274-42-3449 |
|        | 榛名支所市民福祉課 | 〒370-3392 下室田町900番地1   | 027-374-5113 | 027-374-5036 |
|        | 吉井支所市民福祉課 | 〒370-2192 吉井町吉井川371番地  | 027-387-3133 | 027-387-3212 |